

技能实习信息

— 关于新在留管理制度 —

2012年7月9日，新在留管理制度将开始实施。新在留管理制度是以法务大臣正确持续地掌握日本在留外国人相关信息，提高对外国人的行政服务为目的而导入的。

作为新在留管理制度适用对象的外国人是指，入管法上取得在留资格的在留外国人中，除去在留期间3个月以下的以及在留资格为短期滞在以外的中长期在留者。

技能实习生取得的登陆许可或者在留许可的在留期间如果超过3个月，即为这一制度的适用对象。

1 在留卡的发给

作为新在留管理制度的适用对象，将会发给在留卡。

技能实习生，例如「在留期间」为1年或者6个月的情况下，将发给在留卡。但是，2012年7月9日前的在留者，其所持有的外国人登录证将在一定期间内被视作在留卡。因此，在等同于在留卡的期间内，没有必要将外国人登录证换成在留卡。

在留卡上，除了有照片显示，还记录了身份事项、地址、在留资格等信息。符合中长期在留者的技能实习生在变更地址（在日本主要居住的地址）时，先在旧地址所在的市役所等办理迁出申请后在迁至新住所14天之内，去新地址所在的市役所等向法务大臣提交申请。

另外，发生除地址之外的比如姓名的变更等时，要向地方入国管理局等申报，领取新的在留卡。

2 护照・在留卡（外国人登录证）

根据入管法，有义务平时随身携带护照和在留卡（包括被视作在留卡的外国人登录证）。但是，如果携带在留卡（外国人登录证），就无需携带护照。

此外，入国审查官、警察等执行公务，要求出示护照或者在留卡（外国人登录证）时，必须出示。

3 护照・在留卡（外国人登录证）的保管

(1) 护照和在留卡（外国人登录证）是证明身份的重要证件（如上记2所述），因此有义务平时随身携带，必须由技能实习生自己保管，而不是存放在监理团体或实习实施机关处。

(2) 监理团体或实习实施机关等从技能实习生处没收护照、在留卡（外国人登录证）的行为是不正当行为，如果被认定为不正当行为，将受到5年内停止接收（技能实习生）的处分。

技能実習情報

— 新しい在留管理制度について —

2012年7月9日、新しい在留管理制度が始まります。新しい在留管理制度は、日本に在留する外国人の在留に関する情報を法務大臣が正確かつ継続的に把握すること、また、外国人に対する行政サービスの向上等を目的として導入されるものです。

新しい在留管理制度の対象となる外国人は、入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間が決定された方や短期滞在の在留資格を決定された方などを除いた中長期間在留する方々です。

技能実習生も、上陸許可又は在留許可に際し3月を超える「在留期間」が決定されていれば、この制度の対象者となります。

1 在留カードの交付

新しい在留管理制度の対象者には、在留カードが交付されることとなります。

技能実習生で、例えば「在留期間」が1年又は6月の許可を受けて在留している場合には、在留カードが交付されます。ただし、2012年7月9日以前から在留されている方が外国人登録証明書を所持している場合には、その外国人登録証明書は、一定の期間は在留カードとみなされます。そのため、在留カードとみなされる期間内であれば、外国人登録証明書を在留カードに切り替える必要はありません。

在留カードには、写真が表示されるほか、身分事項や住居地、在留資格等が記載されます。中长期在留者に該当する技能実習生が住居地（日本での主な住居の所在地）を変更したときは、旧住居地の市役所等で転出届を行った上で、新住居地に移転した日から14日以内に、新住居地の市役所等において法務大臣への届出を行う必要があります。

また、住居地以外の例えば氏名などに変更が生じたときは、地方入国管理局等に届けて新たな在留カードの交付を受けることとなります。

2 旅券・在留カード（外国人登録証明書）

入管法では、旅券及び在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含みます）の常時携帯が義務付けられています。ただし、在留カード（外国人登録証明書）を携帯している場合は、旅券の携帯義務は免除されます。

また、入国審査官、警察官等から職務の執行に当たり、旅券又はは在留カード（外国人登録証明書）の提示を求められた場合には、提示しなければなりま

4 关于免再入国许可制度

7月9日导入新在留管理制度的同时，免再入国许可制度也将启用。免再入国许可是指持有有效护照及在留卡的外国人原则上1年以内（在留期间未滿1年的情况下到在留期限为止），再次入国无需办理再入国许可，技能实习生也是适用对象。

不过，如果技能实习生要使用这一免再入国许可制度暂时回国的话，请务必事先向监理团体・实习实施机关提交报告。

せん。

- 3 旅券・在留カード（外国人登録証明書）の保管
 - (1) 旅券と在留カード（外国人登録証明書）は、身分を証明できる大切なもので（上記2のとおり）、常時携帯する義務がありますので、監理団体や実習実施機関等に預けることなく、技能実習生が自ら保管しなければなりません。
 - (2) また、監理団体や実習実施機関等が旅券や在留カード（外国人登録証明書）を技能実習生から取り上げる行為は、不正行為に該当し、仮に不正行為と認定されると5年間の受入れ停止処分を受けることとなります。

4 みなし再入国許可制度について

7月9日の新しい在留管理制度の導入と同時に、みなし再入国許可制度もスタートします。みなし再入国許可とは、有効な旅券と在留カードを所持して在留する外国人は、原則として1年以内（在留期間が1年未滿であればその在留期限まで）に再び入国する場合には、再入国許可を受ける必要がないもので、技能実習生も対象となります。

なお、技能実習生がこのみなし再入国許可制度を利用して一時的に帰国しようとする場合には、あらかじめ、監理団体・実習実施機関にその旨を必ず届け出るようにしてください。